

## 環境の保全に係る組織体制の整備に関する指針

平成 15 年 3 月 14 日 横浜市告示第 92 号  
最近改正 平成 24 年 9 月 25 日 横浜市告示第 528 号  
(改正施行 平成 24 年 10 月 1 日)

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号。以下「条例」という。）第 46 条の規定により、環境の保全に係る組織体制の整備に関する指針を次のとおり定め、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

事業者は、条例第 45 条に規定する環境の保全に係る組織体制の整備を行うに当たり、事業内容、事業所の形態等に応じ、次に掲げる事項を実施するものとする。

### 1 環境の保全のための体制の整備等

#### (1) 環境の保全のための基本方針、行動目標及び行動計画の作成

##### ア 基本方針の作成

環境の保全の取組に関する理念及び行動指針を取りまとめた基本方針を定め、これを全ての従業員（必要に応じて関連する事業者の従業員を含む。以下同じ。）に周知し、及び市民に公表すること。

##### イ 行動目標の設定

事業活動が及ぼす環境への影響の程度について適切に把握した上で、アの基本方針を達成するための具体的な行動目標を設定すること。

##### ウ 行動計画の作成

イの行動目標を達成するための手段、日程、責任部課等を明らかにした行動計画を定めること。

#### (2) 環境の保全のための体制の整備

環境の保全を推進するための体制を次により整備し、明確化すること。

##### ア 体制の明確化

環境の保全に係る管理責任者及び専門の部課等又は担当者を設置すること。

##### イ 組織図の作成

環境の保全のための体制を明示した組織図を作成すること。

#### (3) 環境に関する法令の遵守状況の確認

事業活動に適用される環境に関する法令の遵守状況を定期的に確認するための仕組みを整備すること。

### 2 環境の保全のための取組

#### (1) 施設等の点検管理

##### ア 点検管理の規準の整備

行動計画の進捗状況及び法令の遵守状況を把握するため、関係する設備、工程等の稼働状況、水、燃料、原材料等の使用量、廃棄物の発生量等を日常的に点検管理するための規準を整備すること。

##### イ 点検管理の実施

点検管理の規準に基づき、点検管理を実施するとともに、点検の結果については管理責任者が最終的に確認すること。

#### (2) 環境の保全のための従業員の教育

全ての従業員に、基本方針、行動目標及び行動計画を周知し及び理解させるとともに、環境の保全のための理解及び認識を深めるための教育及び研修を次により実施すること。

##### ア 従業員教育

研修会、説明会等により、環境に関する法令及び事業活動と環境との係わりを主眼とした従業員教育を行うとともに、必要に応じて従業員の自己啓発のための職場内の研究会等の機会を確保し、行政又は事業者団体等が実施する講演会又は施設見学会等に従業員を派遣すること。

##### イ 社会貢献活動

地域で行われている環境の保全のための活動への従業員の参加を奨励すること。

#### (3) 環境に係る情報の把握及び提供の仕組みの整備

##### ア 環境に係る情報の把握

環境に関する取組状況を記録するとともに、事業活動又は製品等が環境に与える負荷の程度その他の環

境に係る情報を把握し、整備すること。

イ 環境に係る情報の提供

市民及び公共機関からの情報提供の要請に対応するための窓口となる部課等又は担当者を定めるとともに、環境に係る情報を積極的に提供すること。

3 事故時及び非常時における対応の仕組みの整備

事業所において生じた事故、車両の事故、火災、地震等に伴い、大気の汚染、悪臭又は水質の汚濁の原因となる物質が放出し、又は発生すること（以下「事故等」という。）によって、公害が生じ、又は公害が生じるおそれがないよう事故等の未然防止及び事故等を想定した対応を行うための仕組みを次により整備すること。

(1) 事故等を未然に防止するための規準の整備等

事故等を未然に防止するための点検管理の規準、運転管理の規準等を整備するとともに、事故等の発生時における通報、必要な措置等の対応手順を定めること。

(2) 防災に係る設備の整備及び日常点検の徹底

想定する事故等に対応するための防災に係る設備を整備し、日常からの点検を行うほか、定期的にその機能が適切に維持されていることを確認するための点検を行うこと。

(3) 被害拡大の防止のための資材等の保有

想定する事故等に応じた被害の拡大防止を図るための中和剤、吸着材その他の資材等を保有すること。

(4) 訓練の実施

過去における事故等の記録、他の事業所における事故等の事例等を参考に、事故等を想定した訓練を実施すること。

(5) 再発の防止

事故等が発生した場合は、発生原因の究明に努めるとともに、これを再発防止策に反映すること。

4 定期的な点検及び見直し

環境の保全のための基本方針、行動目標及び行動計画の実施状況及び環境の保全のための体制並びに環境の保全のための取組について、定期的な点検を、次により実施すること。

(1) 定期的な点検の実施

点検に当たっては、点検計画を作成し、これに沿って定期的を実施するとともに、点検結果を記録し、経営の責任者に報告すること。

(2) 点検結果に基づく見直し

(1)の点検結果に基づき、1から3までに掲げる項目について見直しを行うこと。